

決 裁 区 分		市長決裁							
収 受 日				起 案 日		令和8年2月17日			
決 裁 日		令和8年2月20日		施 行 日					
文 書 分 類		03 -01		公 印					
フ ァ イ ル 名		R7任採用関係							
公 開 区 分		一部非公開		非 公 開 理 由		個人情報			
文 書 番 号				保 存 年 限		永年			
起 案 者		人事課		齊藤 勝太				内線 1345	
件 名	任期付職員（一般）の採用について								
決 裁	市長	副市長	部長	課長	主幹	係長	係長	係員	
									
合 議									
									8

[illegible]

略 歴 書

ふりがな	よしだ やすと	
氏 名	吉田 康人	
生年月日	昭和39年8月8日(満61歳:令和8年4月1日現在)	
現住所	[Redacted]	
上記以外の日中の連絡先		
[Redacted]		
学歴		
[Redacted]		
昭和59年4月～昭和63年3月	一橋大学社会学部	卒業
職歴(学校名、企業名、行政機関名、研究・教育機関名等及び職名、役職名等)		
昭和63年4月～	東京電力株式会社	[Redacted]
[Redacted]		
[Redacted]	～平成9年11月	東京電力株式会社
平成9年11月～平成10年9月	武見敬三参議院議員 政策担当秘書	
平成10年4月～平成14年1月	株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション 取締役	
[Redacted]		
平成11年5月～平成14年7月	高槻市議会議員	
[Redacted]		
[Redacted]		
平成19年6月～平成24年7月	北摂人材センター株式会社 取締役・派遣元責任者	
[Redacted]		
[Redacted]		
[Redacted]		
[Redacted]		
平成24年8月～平成29年3月	大阪市住吉区長、区シティ・マネージャー、区担当教育次長(27年4月～)	
平成29年4月～令和3年3月	大阪市大正区長、区シティ・マネージャー、区担当教育次長	
令和3年7月～令和7年6月	和泉市 副市長	
令和7年10月～令和7年2月	ジェイエムシー株式会社保健情報部 顧問	
[Redacted]		
[Redacted]		

資格・免許等 (取得年)		
刑罰・処分歴		
有無	年月日	刑罰・処分の内容

以上

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律をここに公布する。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、地方公共団体の一般職の職員の任期を定めた採用に関する事項について定めるものとする。
(平一六法八五・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員(法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く。)をいう。ただし、前条及び次項においては、同法第四条第一項に規定する職員をいう。

2 この法律において「短時間勤務職員」とは、地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

3 この法律において「任命権者」とは、地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(平一六法八五・令三法六三・一部改正)

(職員の任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

3 人事委員会(地方公務員法第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会を含む。以下同じ。)を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

(平一六法八五・一部改正)

第四条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

(平一六法八五・追加)

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第五条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(第二号にあつては、承認その他の処分)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項の規定による承認

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条の二第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による承認

(平一六法八五・追加、平一七法一〇二・平一九法四四・平二四法四二・令六法四二・一部改正)

(任期)

第六条 第三条第一項又は第二項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 第四条又は前条の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、三年(特に三年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあっては、五年。次条第二項において同じ。)を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて職員又は短時間勤務職員を採用する場合には、当該職員又は短時間勤務職員にその任期を明示しなければならない。

(平一六法八五・旧第四条繰下・一部改正)

第七条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「特定任期付職員」という。)又は第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「一般任期付職員」という。)の任期が五年に満たない場合にあっては、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、条例で定めるところにより、第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が三年に満たない場合にあっては、採用した日から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、第一項の規定により任期を更新する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(平一六法八五・旧第五条繰下・一部改正)

(任用の制限)

第八条 任命権者は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、第一項の規定により特定任期付職員又は一般任期付職員を他の職に任用する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

(平一六法八五・旧第六条繰下・一部改正)

(地方公務員法の適用除外)

第九条 任命権者が第五条又は前条第二項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十二條の四第四項の規定は、適用しない。

(平一六法八五・追加、平二九法二九・令三法六三・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第二三五号で平成一四年七月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月九日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二五〇号で平成一六年八月一日から施行)

附 則 (平成一七年一〇月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年一〇月一日)

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第二二〇号で平成一九年八月一日から施行)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一七日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(令二法一一・一部改正)

附 則 (令和二年三月三十一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月三十一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十条及び第十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(平28条例17・一部改正)

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙期における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(次条第2号及び第8条において「その他任期付職員」という。)の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務の期間が3年を超えることが明らかな場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

- (1) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)の任期が5年に満たない場合 採用した日から5年を超えない範囲内
- (2) その他任期付職員の任期が3年(前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この号において同じ。)に満たない場合 採用した日から3年を超えない範囲内

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 特定任期付職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下同じ。)には、別表の特定任期付職員給料表を適用する。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(令4条例27・令7条例7・一部改正)

(給与条例の規定の適用除外)

第8条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第7条の4まで、第10条から第13条まで及び第17条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 給与条例第4条、第7条及び第7条の3の規定は、一般任期付職員及びその他任期付職員(以下「一般任期付職員等」という。)には適用しない。
- 3 給与条例第10条から第13条まで、第17条の3及び第18条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)には適用しない。

(令7条例7・令8条例11・一部改正)

(給与条例の規定の読替え)

第9条 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第2項及び第30条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第30条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

- 2 一般任期付職員等に対する給与条例第3条の2の規定の適用については、同条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「額に」とあるのは「額とし、同条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」とする。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第18条第2項第2号並びに第21条第2項及び第3項の規定の適用については、給与条例第18条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第21条第2項及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(平28条例17・平28条例45・平29条例49・平30条例49・令元条例23・令2条例40・令4条例8・令4条例27・令4条例30・令5条例30・令6条例36・令7条例7・令7条例34・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 3 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(準備行為)

- 6 第2条から第4条までの規定により職員を採用するための手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成28年3月29日条例第17号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

(委任)

- 11 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成28年12月27日条例第45号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日条例第49号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成30年12月28日条例第49号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和元年12月27日条例第23号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月30日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第30条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び舞鶴市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第30条第4項から第6項まで(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第34条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1号に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年12月28日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月28日条例第30号)抄
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表1の項の改正規定を除く。)及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月27日条例第30号)抄
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月26日条例第36号)抄
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日条例第7号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月25日条例第34号)抄
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第7項及び第9項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第3条の規定による改正後の舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)及び第5条の規定による改正後の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第30条第2項(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条第1項及び第29条第1項において準用する場合を含む。)及び第3項並びに第30条の4第2項(同条例第19条の2第1項及び第29条の2第1項において準用する場合を含む。)並びに改正後の任期付職員条例第9条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(退職した会計年度任用職員の取扱い)

3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(任期が3月以内の者に限る。)については、前項の規定は、適用しない。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和8年3月30日条例第11号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(令7条例34・全改)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

令和8年2月17日

勤務条件等

1. 任用形態 一般任期付職員
2. 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3. 役 職 舞鶴市事務職員 参事
4. 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（週5日）
5. 休 日 土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
6. 休 暇 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」による
7. 給 与 行政職給料表 8級

種 別 等		金 額
給料（月額）		409,200円
諸 手 当	管理職手当（月額）	(月額の20%) 81,840円
	地域手当（月額）	(月額の7%) 28,644円
	住居手当（月額）	(家賃61,000円以上) 28,000円
給与支給日		毎月21日
期末・勤勉手当 令和8年度 年間4.65月分 (支給日 6月30日、12月10日)		(6月) 30% 410,922円 (12月) 1,369,742円
退職手当		支給あり

※給与改定があった場合は、その定めるところによる

9. 社会保険 京都府市町村職員共済組合（健康保険、厚生年金）
10. 災害補償 地方公務員災害補償基金